

都市マスタープラン一部改定に対する意見と回答

意見	回答
<p>広大な産業流通ゾーンの設定には、下記理由により農振農用地を解除することと市街化区域に指定することが必要と考える。</p> <p>そうでなければ、産業流通ゾーンの設定を回避する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象地域は、都市計画法の市街化調整区域であり、かつ、農業振興区域の整備に関する法律の農用地である。都市計画地域において、都市施設の整備と農地の保全とは整合が図れない。</li> <li>2. 上記の整合がないと法律運用においても、あるものには規制し別のものには開発の許可をするという二重基準(不公平)が生ずることとなる。また、流通施設といえども将来的に規制されるものではない。</li> <li>3. 結果として虫食い開発を助長し、都市計画法と農業振興区域の整備に関する法律の趣旨に違反する。</li> </ol>	<p>市街化区域の設定はいうまでもなく最良の方法だと考えています。しかしながら、市街化区域の設定には地方自治体あるいは民間開発事業者による産業流通ゾーン全体の基盤整備や区画整理を行っていくなどの大規模な整備が必要であり、計画準備等に相当な時間が必要です。</p> <p>そうしたなかで、まずは都市マスタープランを改定し第4次扶桑町総合計画に定められた産業流通ゾーン設定をすることとしました。</p> <p>愛知県による企業立地促進法に基づく基本計画の策定に伴い改正された、愛知県開発審査会基準第11号に適合するよう産業流通ゾーンを設定することで、企業立地の誘導を図っていきたいと考えています。</p> <p>マスタープラン一部改定後も、都市計画法や農業振興区域の整備に関する法律の規制は従来どおりで変わりません。また、今回の改定で建築することが出来るようになる愛知県開発審査会基準第11号で許可される工場については、敷地面積3000㎡以上が条件となっており、比較的大規模なものが対象ですので、虫食い開発を助長するものではないと考えています。</p>